

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 24 日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 東京都中央区日本橋堀留町 1-5-9
啓明商事 K ビル 4 階
氏 名 取締役東京支店長 井上 洋祐
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03 - 6661 - 2455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社吉田組 東京支店
事業場の所在地	茨城県内の現場
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（1 年間）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	エリア内元請完成工事費 390 百万
③従業員数	4 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・がれき類⇒破碎⇒再生碎石として利用・木くず⇒破碎⇒堆肥原料で再生処理・廃プラスティク⇒破碎⇒リサイクル売却・建設汚泥⇒減容化⇒残渣最終処分

（日本工業規格 A 列 4 蘭）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社環境安全部 ⇒ 東京支店長 ⇒ 東京支店土木部長 ⇒ 環境安全部 ⇒ 作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	4種類
排出量	1,415.4t
①現状 (これまでに実施した取組)	
株式会社吉田組東京支店では、受注は公共工事が全てであり法令順守、適正処理により再利用の促進を進めている。また、資材の転用や過剰梱包の防止を実施し、発生材を最少化に努めている。	
【目標】	
産業廃棄物の種類	4種類
排出量	900t
②計画 (今後実施する予定の取組)	
2024年度も同様の目標とし、現場の指導及び点検を定期的に実施する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、木くず等は分別、建設汚泥は減容化を行った。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類、木くず、金属くずの分別、建設汚泥の減容化、流動化処理による再利用を推進する指導・教育を実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状		産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量			t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画		【目標】		
産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量			t	t
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
①現状		産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック類、木くず	建設汚泥
全処理委託量			1, 415 t	0. 4 t
優良認定処理業者への 処理委託量			1, 415 t	0. 4t
再生利用業者への 処理委託量			1, 415 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量			t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			t	t
(これまでに実施した取組)				
<p>優良業者を選定及び再生利用が可能な中間処理業者に委託を進めて いる。</p>				

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類、木くず、廃 プラスチック類
	全処理委託量	899 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	899 t
	再生利用業者への 処理委託量	899 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
施工計画時点から削減、再生、再利用考慮して施工法を検討し、現場内の分別収集に努める。また、優良事業者を選定し再生利用可能な中間処理業者に委託する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。